

ベトナム人技能実習生「除染作業」問題概要

2018年3月14日

(1) 技能実習生として来日

Aさん（ベトナム人男性、24歳）は、2015年9月に技能実習生として来日。福島県白河市内で監理団体（協同組合B、岩手県盛岡市）から1ヶ月間の講習を受けた後、10月から会社（会社C、岩手県盛岡市）に雇用され、技能実習を開始。

(2) 郡山市内での「除染作業」に従事

Aさんが最初に従事したのは、福島県郡山市の市街地（住宅、駐車場、道路など）の「除染作業」だった。来日前、ベトナムで雇用契約書を締結した際には、「除染作業」のことは聞かされていなかった。Aさんの雇用契約書では、技能実習職種は「建設機械・解体・土木」とされ、「除染作業」であるとの記載はなかった。

Aさんは、福島原子力発電所の事故はニュース等で知っていたが、自分が従事している作業が危険なものとの認識はなかった。会社からは、放射能の危険や被曝労働の際の安全対策等についての説明はなかった。

2015年10月から2016年3月までの半年間、Aさんは郡山市内での「除染作業」に従事した。「除染作業」は、一次下請である株式会社エーアイの下で、二次下請としての仕事だった。現場の放射線測定と管理はエーアイが行い、Aさんの会社では記録書類は保管されていない。なお、エーアイは「除染作業」の減少も原因の一つとなり、すでに破産している。また、一時、三菱マテリアルテクノ株式会社が元請けとなる工事にも従事した。Aさんの会社と三菱マテリアルテクノとの間には、別の2社が介在していた。

Aさんの給与は月額145,000円（固定）であり、「除染作業」に伴う手当などは支給されなかった。

出社を断るよう求めた会社は調査結果（8）

(3) 避難指示区域内での解体作業

Aさんは郡山市での除染作業の後、岩手県内で仕事を行い、その後、2016年9月から12月まで、福島県川俣町で被災建物の解体工事に従事した。当時、現場は避難指示区域内に位置し、国直轄の工事であり、外部被曝線量の記録および放射線管理手帳の交付が義務づけられていた。また、作業には環境省から特別作業手当が一日あたり6,600円支給されていたが、Aさんには2,000円が手渡されただけだった。

手当を支給されたAさんは、現場責任者に質問し、つぎのようなやりとりがあった。

「これは何のお金ですか？」

「危険手当だよ」

「危険な仕事をしてるのですか？ どう危険なんですか？」

「いやなら国へ帰るしかないだろ」

日米ア」主官実謝対人ムサイン

(4) 避難指示解除地域での解体作業

Aさんは、福島県川俣町および飯舘村において、被災解体工事等に継続して従事した。県内同地区では、国による一部地域の居住制限、避難指示区域の指定が2017年3月末に解除されている。Aさんは、以下の作業に従事した。

- ・飯舘村村営住宅解体工事（2017年1月～3月）
- ・川俣町被災解体工事（2017年3月～5月）
- ・川俣町廃材仮置き場細分別作業（2017年5月～8月）
- ・飯舘村被災解体工事（2017年9月～10月）
- ・川俣町山木屋中学校内装解体工事（2017年10月～11月）
- ・飯舘村被災解体工事（2017年11月）

Aさんは、来日後、福島県外の岩手、山形、宮城での作業にも従事したが、就労の大半は、福島県内での「除染作業」および被災解体工事だった。（作業現場一覧参照）

(5) 避難し組合へ相談

Aさんは被爆労働を続けることの危険を強く感じたが、前述のように会社と取り合ってくれないため、2017年11月、会社の寮を脱出し、支援者に助けを求め、その後、全統一労働組合に相談した。

2017年12月、全統一は会社と監理団体に組合加入を通知し、除染作業に関して事実関係を明らかにすること等を求め、団体交渉を申し入れた。申し入れ後、会社から作業現場一覧、雇用契約書、健康診断書（一部）などが全統一に送付された。

(6) 尿検査で放射性セシウムピーク値を検出

2017年12月、Aさんは尿検査（放射線測定）を行った。検査を行ったNPO法人市民放射能監視センターによれば、結果は、放射性セシウムCs134、Cs137は検出限界以下で不検出、Cs137について「定量化できないがピーク有り」と判定」と報告された。

(7) 会社と団体交渉

2018年2月、郡山市で会社との団体交渉が行われた。団体交渉には会社代表が出席、一方、監理団体は欠席した。

会社は、団体交渉の場で、除染作業について、「危険なものとは認識していない」、「他の会社も技能実習生に行わせている」、などと発言し、「問題はない」との態度に終始した。

尚、団体交渉で以下の事実が明らかとなった。

- ・会社が除染電離則（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係わる電離放射線障害防止規則）に定められた特別教育を実施しなかった。

- ・外部被爆測定記録を保管しなかった。

- ・健康診断書を本人に渡さなかった。

- ・川俣町での国による直轄工事の際、作業員に支給される危険手当（6,600円）を2,000円しか支給しなかった。

- ・川俣町での工事の際に発行された放射線管理手帳を本人に渡さなかった。

（団体交渉の当日に労働組合に提出）

作成：全統一労働組合	市山金豊手岩	以上
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩
	市山金豊手岩	市山金豊手岩

作 業 現 場

工事現場名	工事内容	年 月
福島県郡山市除染工事	一般住宅除染工事	H27.10.21～H28.3.18
岩手県釜石市	一般住宅解体工事	H28.3.24～H28.4.27
岩手県釜石市	迫田山伐木作業	H28.5.6～H28.7.16
岩手県釜石市仮設住宅解体工事	木造・S造・RC造 の解体	H28.7.18～H28.8.23
福島県川俣町解体工事	被災解体工事	H28.9.9～H28.12.26
飯舘村大谷地村営住宅解体工事	木造・S造・RC造 の解体	H29.1.10～H29.3.23
山形県東根市一般住宅基礎工事	基礎打設	H29.3.1～H29.3.7
宮城県仙台市一般住宅解体工事	木造・S造・RC造 の解体	H29.3.9～H29.3.23
福島県川俣町解体工事	被災解体工事	H29.3.27～H29.5.12
福島県川俣町廃材仮置き場	細分別作業	H29.5.13～H29.8.31
福島県飯舘村解体工事	被災解体工事	H29.9.1～H29.10.17
福島県川俣町解体工事	山木屋中学校内装 解体	H29.10.18～H29.11.3
福島県飯舘村解体工事	被災解体工事	H29.11.4～H29.11.20